

日本学術会議が発出した声明「内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』について再考を求めます」に賛同します。

2023 年 2 月 15 日

日本教育法学会

会長 安達和志

2022 年 12 月 6 日に内閣府が「日本学術会議の在り方についての方針」を公表し、8 日の学術会議総会で説明が行われた。それに対し学術会議は 21 日の総会で、「日本学術会議の在り方についての方針の再考を求めます」を発出し、27 日には「方針」に関する「懸念事項」が発出された。

内閣府によれば、選考過程に関与する第三者委員会の設置を求めた法改正が準備され、通常国会への法案提出が予定されている。

この方針に対する学術会議の「懸念事項」は、①すでに学術会議自身が独自の改革を進めているもとで、法改正を必要とする理由（立法事実）が示されていないこと、②第三者委員会の設置により自律的かつ独立した会員選考への介入のおそれがあること、③第 25 期-第 26 期の会員候補者のうち 6 名が理由の説明のないままに任命されていないことが正統化されかねないこと、④会員の任期を延長し次期会員の改選を改正法で行うとしていること、⑤環境学・情報学などからなる新たな部を創設し 4 部制とする提案が唐突になされたこと、⑥政府等との問題意識や時間軸等の共有を求めていること、の 6 点を挙げている。いずれについても正当な指摘であり、当学会としてもこれらの懸念は共有できるものである。

日本学術会議は、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」（日本学術会議法前文）として、学術が政治に従属させられ、戦争協力させられた歴史への反省のもとに設置された。その職務は「独立して」行うものとされる（同法第 3 条）。しかし、内閣府の「方針」によればその独立性が脅かされるおそれを拭い去ることはできない。

とりわけ「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考」（同法第 17 条）することとなっている点について、内閣府の「方針」は透明性を高めることを理由として第三者委員会の設置を求めているが、「優れた研究又は業績」の検討に学術とは異なった視点が入ることとなりうる。また、政府等がもつ問題意識や時間軸と学術が独自に持つそれらとはおのずと異なり、それらの共有は学術会議そのものの存在意義を失わしめるものである。経済効率を優先させ、さらには学術を軍事に動員しようという姿勢が見え隠れしている。

政府等に学術が従属させられることになれば、学問の自由、大学の自治に深刻な影響を及ぼし、国民の教育を受ける権利にも多大な影響を及ぼすことにつながる。日本教育法学

会は「教育法に関する研究を推進し、それにより『国民の教育を受ける権利』の保障に貢献する」ことを目的として 1970 年に設立された。この視点から、「方針」に対する「懸念」に賛同し、日本学術会議の独立性を危うくする「改革」に強く反対する。